

# 軽自動車検査協会検査事務規程（昭和48年9月26日協会規程第16号）の一部改正について

## 1. 改正理由

令和3年10月1日より独立行政法人自動車技術総合機構がOBD検査に向けた情報システムの運用を開始することから、当該システムに軽自動車の車両情報を提供する必要があること及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正（第39次）に伴い、軽自動車検査協会検査事務規程の一部改正を行います。

## 2. 改正概要

- (1) OBD 検査開始に向け、独立行政法人自動車技術総合機構が運用するシステムへ車両情報を提供する必要があり、電算システムに必要な情報を入力するため、OCR 申請書様式に新たな項目を追加するための改正を行います。
- (2) OBD 検査に係る対象車等である旨の自動車検査証の備考欄記載方法について規定します。
- (3) その他、書きぶりの適正化等所要の改正を行います。

## 3. 施行日

令和3年10月1日

軽自動車検査協会検査事務規程の一部を改正する新旧対照表

○ 軽自動車検査協会検査事務規程（昭和 48 年 9 月 26 日協会規程第 16 号）

新	旧																														
<p>目次 別表 様式</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>1-1 目的</p> <p>1-3 用語の定義</p> <p>この規程における用語の定義は、法、施行規則、保安基準、様式省令及びこれらの法令に基づく国の関係通達並びに審査事務規程によるほか、下表に定めるところによるものとする。</p> <p>なお、審査事務規程 1-3「用語の定義」中、「保安検査コース」の内容は、下表に定めるものとし、「地方検査部及び地方事務所」は「事務所、支所及び分室」と、「審査時車両状態」は「検査時車両状態」と読み替えるものとする。</p>	<p>目次 別表 様式</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>1-1 目的</p> <p>1-3 用語の定義</p> <p>この規程における用語の定義は、法、施行規則、保安基準、様式省令及びこれらの法令に基づく国の関係通達並びに審査事務規程によるほか、下表に定めるところによるものとする。</p> <p>なお、審査事務規程 1-3「用語の定義」中、「保安検査コース」の内容は、下表に定めるものとし、「地方検査部及び地方事務所」は「事務所、支所及び分室」と、「審査時車両状態」は「検査時車両状態」と読み替えるものとする。</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 979 241 1070">分類</th> <th data-bbox="241 979 490 1070">用語</th> <th data-bbox="490 979 1097 1070">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 1070 241 1422">し</td> <td data-bbox="241 1070 490 1114">(略)</td> <td data-bbox="490 1070 1097 1114">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1114 241 1369"></td> <td data-bbox="241 1114 490 1369">自動車検査証記入申請書</td> <td data-bbox="490 1114 1097 1369">様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式、軽第 3 号様式、軽第 5 号様式、<u>軽専用第 1 号様式</u> <u>及び様式 7-2</u>をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1369 241 1422"></td> <td data-bbox="241 1369 490 1422">自動車検査証交付申請書</td> <td data-bbox="490 1369 1097 1422">様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式、<u>軽第 5 号様式</u> <u>及び様式 7-2</u>をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1422 241 1422"></td> <td data-bbox="241 1422 490 1422">(略)</td> <td data-bbox="490 1422 1097 1422">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	用語	内容	し	(略)	(略)		自動車検査証記入申請書	様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式、軽第 3 号様式、軽第 5 号様式、 <u>軽専用第 1 号様式</u> <u>及び様式 7-2</u> をいう。		自動車検査証交付申請書	様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式、 <u>軽第 5 号様式</u> <u>及び様式 7-2</u> をいう。		(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1142 979 1218 1070">分類</th> <th data-bbox="1218 979 1451 1070">用語</th> <th data-bbox="1451 979 2063 1070">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1142 1070 1218 1422">し</td> <td data-bbox="1218 1070 1451 1114">(略)</td> <td data-bbox="1451 1070 2063 1114">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 1114 1218 1369"></td> <td data-bbox="1218 1114 1451 1369">自動車検査証記入申請書</td> <td data-bbox="1451 1114 2063 1369">様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式、軽第 3 号様式、軽第 5 号様式 <u>及び</u> <u>軽専用第 1 号様式</u>をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 1369 1218 1422"></td> <td data-bbox="1218 1369 1451 1422">自動車検査証交付申請書</td> <td data-bbox="1451 1369 2063 1422">様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式 <u>及び</u> <u>軽第 5 号様式</u>をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 1422 1218 1422"></td> <td data-bbox="1218 1422 1451 1422">(略)</td> <td data-bbox="1451 1422 2063 1422">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	用語	内容	し	(略)	(略)		自動車検査証記入申請書	様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式、軽第 3 号様式、軽第 5 号様式 <u>及び</u> <u>軽専用第 1 号様式</u> をいう。		自動車検査証交付申請書	様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式 <u>及び</u> <u>軽第 5 号様式</u> をいう。		(略)	(略)
分類	用語	内容																													
し	(略)	(略)																													
	自動車検査証記入申請書	様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式、軽第 3 号様式、軽第 5 号様式、 <u>軽専用第 1 号様式</u> <u>及び様式 7-2</u> をいう。																													
	自動車検査証交付申請書	様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式、 <u>軽第 5 号様式</u> <u>及び様式 7-2</u> をいう。																													
	(略)	(略)																													
分類	用語	内容																													
し	(略)	(略)																													
	自動車検査証記入申請書	様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式、軽第 3 号様式、軽第 5 号様式 <u>及び</u> <u>軽専用第 1 号様式</u> をいう。																													
	自動車検査証交付申請書	様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式 <u>及び</u> <u>軽第 5 号様式</u> をいう。																													
	(略)	(略)																													

自動車予備検査申請書	様式省令に定められた軽第1号様式、軽第2号様式、 <u>軽第5号様式及び様式7-2</u> をいう。
自動車予備検査証記入申請書	様式省令に定められた軽第1号様式、軽第2号様式、 <u>軽第5号様式及び様式7-2</u> をいう。
(略)	(略)
新規検査申請書	様式省令に定められた軽第1号様式、軽第2号様式、 <u>軽第5号様式及び様式7-2</u> をいう。
(略)	(略)

## 第2章 検査の実施方法

2-1～2-11 (略)

2-12 検査における書面の提出又は提示等

2-12-1 保安基準への適合性を証する書面

(1)～(3) (略)

2-12-2 検査に必要な書面

(1)～(5) (略)

(6) 試作車又は組立車の審査結果通知書

① 試作車及び組立車の新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る検査は、受検者から改造自動車等審査結果通知書等の提示があったものに限り実施するものとする。

② 提示された自動車と改造自動車等審査結果通知書等に記載されている自動車との同一性を確認の上、改造自動車等審査結果通知書等を参考として検査するものとする。

自動車予備検査申請書	様式省令に定められた軽第1号様式、軽第2号様式 <u>及び</u> 軽第5号様式をいう。
自動車予備検査証記入申請書	様式省令に定められた軽第1号様式、軽第2号様式 <u>及び</u> 軽第5号様式をいう。
(略)	(略)
新規検査申請書	様式省令に定められた軽第1号様式、軽第2号様式 <u>及び</u> 軽第5号様式をいう。
(略)	(略)

## 第2章 検査の実施方法

2-1～2-11 (略)

2-12 検査における書面の提出又は提示等

2-12-1 保安基準への適合性を証する書面

(1)～(3) (略)

2-12-2 検査に必要な書面

(1)～(5) (略)

(6) 試作車又は組立車の審査結果通知書

(新設)

① 試作車又は組立車の検査は、提示された自動車と改造自動車等審査結果通知書等に記載されている自動車との同一性を確認の上、改造自動車等審査結果通知書等を参考として検査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により検査する項目については、改造自動車等審査結果通知書等と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

③～④（略）

(7)～(9)（略）

(10) 適用する基準の判断資料

自動車に適用される基準が提示された自動車及び書面等により判断できない場合にあっては、受検者から当該自動車に適用される基準が判断できる資料（写しをもって代えることができる。）の提出 又は提示があった場合に限り、当該基準を適用し 検査するものとする。

## 2-13 新規検査等の提出書面審査

2-13-1 審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」の準用（略）

2-13-2 審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」の読み替え

審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」中(3.④を除く。)、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

新規検査等提出書面要領	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

この場合において、書面等その他適切な方法により検査する項目については、改造自動車等審査結果通知書等と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

②～③（略）

(7)～(9)（略）

(10) 適用する基準の判断資料

自動車に適用される基準が提示された自動車及び書面等により判断できない場合にあっては、当該自動車に適用される基準が判断できる資料（写しをもって代えることができる。）の提出を 求め 検査するものとする。

## 2-13 新規検査等の提出書面審査

2-13-1 審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」の準用（略）

2-13-2 審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」の読み替え

審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」中(3.④を除く。)、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

新規検査等提出書面要領	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
附則1 6.	事務所等	事務所、支所又は分室
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
附則2 4.1.(2) 以下同じ	別添16「業務量統計システム報告要領」2.(2)に定める必要事項	様式13の新規検査等事前審査管理台帳に定める記載事項
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2-14～2-14 (略)

2-15 改造自動車等

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
附則1 6. <u>附則2</u> <u>8.1.</u> <u>附則3</u> <u>8.1.</u>	事務所等	事務所、支所又は分室
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
附則2 4.1.(2) 以下同じ	別添16「業務量統計システム報告要領」2.(5)に定める必要事項	様式13の新規検査等事前審査管理台帳に定める記載事項
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2-14～2-14 (略)

2-15 改造自動車等

## 2-15-1 改造自動車等の事前書面審査及び検査

(1)～(3) (略)

(4) 改造自動車等の検査は、受検者から改造自動車等審査結果通知書の原本（試作車又は組立車にあつては、原本又はその写しとする。）、外観図及び改造部分詳細図等 の提示があったものに限り 検査を行うものとする。

## 2-16 特種用途自動車の検査

### 2-16-1 (略)

### 2-16-2 車体の形状の判定

用途区分通達及び用途区分細部取扱い通達によるほか、次により取扱うものとする。

(1) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車であつて、当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における乗用自動車等に分類されるものについては、用途区分通達 4-1(3)①における「型式認証等を受けた自動車の用途が乗用自動車」とみなすものとし、同項中の「車体の形状」の判断については、審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2. 7. を準用するものとする。

(2) (略)

## 2-17 貨物自動車の検査

### 2-17-1 用途の判定

用途区分通達によるほか、次によるものとする。

(1) (略)

(2) 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた指定自動車等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車の乗車人員の携帯品の積載箇所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しな

## 2-15-1 改造自動車等の事前書面審査及び検査

(1)～(3) (略)

(4) 改造自動車等の検査は、提示のあった改造自動車等審査結果通知書の原本（試作車又は組立車にあつては、原本又はその写しとする。）、外観図及び改造部分詳細図等に より 検査を行うものとする。

## 2-16 特種用途自動車の検査

### 2-16-1 (略)

### 2-16-2 車体の形状の判定

用途区分通達及び用途区分細部取扱い通達によるほか、次により取扱うものとする。

(1) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車であつて、当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における乗用自動車等に分類されるものについては、用途区分通達 4-1(3)①における「型式認証等を受けた自動車の用途が乗用自動車」とみなすものとし、同項中の「車体の形状」の判断については、審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2. 4. を準用するものとする。

(2) (略)

## 2-17 貨物自動車の検査

### 2-17-1 用途の判定

用途区分通達によるほか、次によるものとする。

(1) (略)

(2) 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた指定自動車等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車の乗車人員の携帯品の積載箇所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しな

い。

ただし、車体の形状がステーションワゴンのもの（ステーションワゴン以外の自動車であるが審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.7.を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であって座席後方の幌が車両の最後尾附近までであるものを含む。）に限り、後部座席等の取外し（座席定員の設定が複数ある状態で認証等を受けたものについて、後部座席の取外しを行った状態のものと同様な状態で認証等を受けたものを含む。）又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載箇所については物品積載設備とするものとする。

なお、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。

①～③（略）

(3)（略）

2-17-2（略）

2-18～2-26（略）

### 第3章 自動車検査証等及び軽自動車検査票の記載又は高度化システムへの記録

3-1～3-2（略）

#### 3-3 軽自動車検査票の記載方法及び検査結果通知情報

軽自動車検査票により検査結果の記録を行う場合は次のとおりとし、高度化システムにより検査結果通知情報の記録を行う場合は、各々の規定に準じて検査結果通知情報を記録し、自動車検査証等に印字するものとする。

3-3-1（略）

##### 3-3-2 走行距離計表示値欄

軽自動車検査票 1 の走行距離計表示値欄は、2-10の規定によるほか、

い。

ただし、車体の形状がステーションワゴンのもの（ステーションワゴン以外の自動車であるが審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.4.を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であって座席後方の幌が車両の最後尾附近までであるものを含む。）に限り、後部座席等の取外し（座席定員の設定が複数ある状態で認証等を受けたものについて、後部座席の取外しを行った状態のものと同様な状態で認証等を受けたものを含む。）又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載箇所については物品積載設備とするものとする。

なお、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。

①～③（略）

(3)（略）

2-17-2（略）

2-18～2-26（略）

### 第3章 自動車検査証等及び軽自動車検査票の記載又は高度化システムへの記録

3-1～3-2（略）

#### 3-3 軽自動車検査票の記載方法及び検査結果通知情報

軽自動車検査票により検査結果の記録を行う場合は次のとおりとし、高度化システムにより検査結果通知情報の記録を行う場合は、各々の規定に準じて検査結果通知情報を記録し、自動車検査証等に印字するものとする。

3-3-1（略）

##### 3-3-2 走行距離計表示値欄

軽自動車検査票 1 の走行距離計表示値欄は、2-9の規定によるほか、次

次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

①～②（略）

3-3-3 （略）

### 3-3-4 車名欄及び型式欄

軽自動車検査票 2 の車名欄及び型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

なお、電子情報処理システムにおいてコード設定されている車名についてはその表記とすること。

①～⑦（略）

3-3-5～3-3-14（略）

### 3-3-15 備考欄

(1) 自動車検査証等の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により軽自動車検査票 2 の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載し、自動車検査証等に印字する。

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1. ～29.（略）	（略）	（略）
30. <u>令和3年10月1日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車（指定を受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に</u>	<u>OBD検査の対象である旨及びOBD検査が開始となる年月日</u>	<u>OBD検査対象車</u> <u>OBD検査開始年月日</u> <u>令和6年10月1日</u>

により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

①～②（略）

3-3-3 （略）

### 3-3-4 車名欄及び型式欄

軽自動車検査票の車名欄及び型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

なお、電子情報処理システムにおいてコード設定されている車名についてはその表記とすること。

①～⑦（略）

3-3-5～3-3-14（略）

### 3-3-15 備考欄

(1) 自動車検査証等の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により軽自動車検査票 2 の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載し、自動車検査証等に印字する。

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1. ～29.（略）	（略）	（略）
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>



<p><u>用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入自動車にあつては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車と同一であるもの並びに二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）</u></p>					
<p><u>31. OBD 検査対象車両であつて、OBD 検査対象外となった自動車</u></p>	<p><u>OBD 検査の対象外である旨</u></p>	<p><u>OBD 検査対象外車</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>※1～3 (略)  (2)～(6) (略)  3-3-16～17 (略)  3-4 (略)  第4章～第5章 (略)</p>			<p>※1～3 (略)  (2)～(6) (略)  3-3-16～17 (略)  3-4 (略)  第4章～第5章 (略)</p>		

## 第 6 章 車両番号の指定等、自動車検査証等の交付等に係る処理

6-1～6-8 (略)

### 6-9 新規検査

#### 6-9-1 必要な書面

6-8 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

(1) 車両番号の指定を受けたことがない自動車（新車）

① 新規検査申請書（軽第 2 号様式 [又は様式 7-2](#)は、自動車の諸元等に変更がある場合に限る。ただし、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。）

②～⑭ (略)

(2) 車両番号の指定を受けたことがある自動車

① 新規検査申請書（車両番号欄に返納時の車両番号を記載させるものとし、軽第 2 号様式 [又は様式 7-2](#)は、自動車の諸元等に変更がある場合に限る。ただし、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。）

②～⑭ (略)

### 6-11 構造等変更検査

#### 6-11-1 必要な書面

6-8 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

(1) 諸元欄事項以外にも変更がある場合

① 自動車検査証記入申請書（軽第 2 号様式 [又は様式 7-2](#)は、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。）

②～⑪ (略)

(2) 諸元欄事項以外には変更がない場合

## 第 6 章 車両番号の指定等、自動車検査証等の交付等に係る処理

6-1～6-8 (略)

### 6-9 新規検査

#### 6-9-1 必要な書面

6-8 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

(1) 車両番号の指定を受けたことがない自動車（新車）

① 新規検査申請書（軽第 2 号様式は、自動車の諸元等に変更がある場合に限る。ただし、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。）

②～⑭ (略)

(2) 車両番号の指定を受けたことがある自動車

① 新規検査申請書（車両番号欄に返納時の車両番号を記載させるものとし、軽第 2 号様式は、自動車の諸元等に変更がある場合に限る。ただし、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。）

②～⑭ (略)

### 6-11 構造等変更検査

#### 6-11-1 必要な書面

6-8 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

(1) 諸元欄事項以外にも変更がある場合

① 自動車検査証記入申請書（軽第 2 号様式は、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。）

②～⑪ (略)

(2) 諸元欄事項以外には変更がない場合

① 自動車検査証記入申請書（軽第 2 号様式 又は様式 7-2は、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合は、諸元欄事項への記入は不要とする。）

②～⑩ （略）

(3) (1)(2)の場合であって、自動車予備検査証の交付を受けている場合

① 自動車検査証記入申請書（軽第 2 号様式 又は様式 7-2は、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。）

②～⑧ （略）

6-11-2～6-11-3（略）

6-12（略）

### 6-13 予備検査

#### 6-13-1 必要な書面

6-8 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

(1) 車両番号の指定を受けたことがない自動車

① 自動車予備検査申請書（軽第 2 号様式 又は様式 7-2は、自動車の諸元等に変更がある場合に限り。ただし、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。）

②～⑪ （略）

(2) 車両番号の指定を受けたことがある自動車

① 自動車予備検査申請書（車両番号欄に返納時の車両番号を記載させるものとし、軽第 2 号様式 又は様式 7-2は、自動車の諸元等に変更がある場合に限り。ただし、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。）

① 自動車検査証記入申請書（軽第 2 号様式は、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合は、諸元欄事項への記入は不要とする。）

②～⑩ （略）

(3) (1)(2)の場合であって、自動車予備検査証の交付を受けている場合

① 自動車検査証記入申請書（軽第 2 号様式は、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。）

②～⑧ （略）

6-11-2～6-11-3（略）

6-12（略）

### 6-13 予備検査

#### 6-13-1 必要な書面

6-8 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

(1) 車両番号の指定を受けたことがない自動車

① 自動車予備検査申請書（軽第 2 号様式は、自動車の諸元等に変更がある場合に限り。ただし、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。）

②～⑪ （略）

(2) 車両番号の指定を受けたことがある自動車

① 自動車予備検査申請書（車両番号欄に返納時の車両番号を記載させるものとし、軽第 2 号様式は、自動車の諸元等に変更がある場合に限り。ただし、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。）

②～⑩ (略)

6-13-2～6-13-3 (略)

6-14～6-25 (略)

第7章～第9章 (略)

附 則 [令和3年9月21日協会規程第12号]

1. この規程は、令和3年10月1日から施行する。

別表1～2 (略)

様式1～7-1 (略)

様式7-2

申請書 ( 日 自動車検査証記入 ) 申請書 ( 新規格車、予備検査、自動車検査証交付 ) 申請書 ( その2 ) 軽第2号様式

00222

①車種別別記 ②手動式 ③補助シート ④シート傾位 ⑤座席幅 ⑥乗客乗降 ⑦乗客乗降 ⑧乗客乗降 ⑨乗客乗降 ⑩乗客乗降 ⑪乗客乗降 ⑫乗客乗降 ⑬乗客乗降 ⑭乗客乗降 ⑮乗客乗降 ⑯乗客乗降 ⑰乗客乗降 ⑱乗客乗降 ⑲乗客乗降 ⑳乗客乗降 ㉑乗客乗降 ㉒乗客乗降 ㉓乗客乗降 ㉔乗客乗降 ㉕乗客乗降 ㉖乗客乗降 ㉗乗客乗降 ㉘乗客乗降 ㉙乗客乗降 ㉚乗客乗降 ㉛乗客乗降 ㉜乗客乗降 ㉝乗客乗降 ㉞乗客乗降 ㉟乗客乗降 ㊱乗客乗降 ㊲乗客乗降 ㊳乗客乗降 ㊴乗客乗降 ㊵乗客乗降 ㊶乗客乗降 ㊷乗客乗降 ㊸乗客乗降 ㊹乗客乗降 ㊺乗客乗降 ㊻乗客乗降 ㊼乗客乗降 ㊽乗客乗降 ㊾乗客乗降 ㊿乗客乗降

①希望重量範囲 ②希望重量範囲 ③希望重量範囲 ④希望重量範囲 ⑤希望重量範囲 ⑥希望重量範囲 ⑦希望重量範囲 ⑧希望重量範囲 ⑨希望重量範囲 ⑩希望重量範囲 ⑪希望重量範囲 ⑫希望重量範囲 ⑬希望重量範囲 ⑭希望重量範囲 ⑮希望重量範囲 ⑯希望重量範囲 ⑰希望重量範囲 ⑱希望重量範囲 ⑲希望重量範囲 ⑳希望重量範囲 ㉑希望重量範囲 ㉒希望重量範囲 ㉓希望重量範囲 ㉔希望重量範囲 ㉕希望重量範囲 ㉖希望重量範囲 ㉗希望重量範囲 ㉘希望重量範囲 ㉙希望重量範囲 ㉚希望重量範囲 ㉛希望重量範囲 ㉜希望重量範囲 ㉝希望重量範囲 ㉞希望重量範囲 ㉟希望重量範囲 ㊱希望重量範囲 ㊲希望重量範囲 ㊳希望重量範囲 ㊴希望重量範囲 ㊵希望重量範囲 ㊶希望重量範囲 ㊷希望重量範囲 ㊸希望重量範囲 ㊹希望重量範囲 ㊺希望重量範囲 ㊻希望重量範囲 ㊼希望重量範囲 ㊽希望重量範囲 ㊾希望重量範囲 ㊿希望重量範囲

①車体の形状コード ②車名コード ③車体定数 ④最大積載量 ⑤車両重量 ⑥長さ ⑦幅 ⑧高さ ⑨軸距 ⑩軸距の型式 ⑪総排気量又は定格出力 ⑫燃料の種類 ⑬シリアル番号 ⑭乗客乗降別記 ⑮その他検査事項等コード ⑯定期点検 ⑰乗降形式 ⑱乗降名等コード ⑲走行距離計表示値 ⑳改造自動車 ㉑乗降形式 ㉒乗降名等コード ㉓走行距離計表示値

申請者 ( 使用者・所有者 ) 氏名又は名称 受検者 氏名又は名称 令和 年 月 日 軽自動車検査協会 殿

様式7-3～様式13

②～⑩ (略)

6-13-2～6-13-3 (略)

6-14～6-25 (略)

第7章～第9章 (略)

別表1～2 (略)

様式1～7-1 (略)

様式7-2

申請書 ( 日 自動車検査証記入 ) 申請書 ( 新規格車、予備検査、自動車検査証交付 ) 申請書 ( その2 ) 軽第2号様式

00222

①車種別別記 ②手動式 ③補助シート ④シート傾位 ⑤座席幅 ⑥乗客乗降 ⑦乗客乗降 ⑧乗客乗降 ⑨乗客乗降 ⑩乗客乗降 ⑪乗客乗降 ⑫乗客乗降 ⑬乗客乗降 ⑭乗客乗降 ⑮乗客乗降 ⑯乗客乗降 ⑰乗客乗降 ⑱乗客乗降 ⑲乗客乗降 ⑳乗客乗降 ㉑乗客乗降 ㉒乗客乗降 ㉓乗客乗降 ㉔乗客乗降 ㉕乗客乗降 ㉖乗客乗降 ㉗乗客乗降 ㉘乗客乗降 ㉙乗客乗降 ㉚乗客乗降 ㉛乗客乗降 ㉜乗客乗降 ㉝乗客乗降 ㉞乗客乗降 ㉟乗客乗降 ㊱乗客乗降 ㊲乗客乗降 ㊳乗客乗降 ㊴乗客乗降 ㊵乗客乗降 ㊶乗客乗降 ㊷乗客乗降 ㊸乗客乗降 ㊹乗客乗降 ㊺乗客乗降 ㊻乗客乗降 ㊼乗客乗降 ㊽乗客乗降 ㊾乗客乗降 ㊿乗客乗降

①希望重量範囲 ②希望重量範囲 ③希望重量範囲 ④希望重量範囲 ⑤希望重量範囲 ⑥希望重量範囲 ⑦希望重量範囲 ⑧希望重量範囲 ⑨希望重量範囲 ⑩希望重量範囲 ⑪希望重量範囲 ⑫希望重量範囲 ⑬希望重量範囲 ⑭希望重量範囲 ⑮希望重量範囲 ⑯希望重量範囲 ⑰希望重量範囲 ⑱希望重量範囲 ⑲希望重量範囲 ⑳希望重量範囲 ㉑希望重量範囲 ㉒希望重量範囲 ㉓希望重量範囲 ㉔希望重量範囲 ㉕希望重量範囲 ㉖希望重量範囲 ㉗希望重量範囲 ㉘希望重量範囲 ㉙希望重量範囲 ㉚希望重量範囲 ㉛希望重量範囲 ㉜希望重量範囲 ㉝希望重量範囲 ㉞希望重量範囲 ㉟希望重量範囲 ㊱希望重量範囲 ㊲希望重量範囲 ㊳希望重量範囲 ㊴希望重量範囲 ㊵希望重量範囲 ㊶希望重量範囲 ㊷希望重量範囲 ㊸希望重量範囲 ㊹希望重量範囲 ㊺希望重量範囲 ㊻希望重量範囲 ㊼希望重量範囲 ㊽希望重量範囲 ㊾希望重量範囲 ㊿希望重量範囲

①車体の形状コード ②車名コード ③車体定数 ④最大積載量 ⑤車両重量 ⑥長さ ⑦幅 ⑧高さ ⑨軸距 ⑩軸距の型式 ⑪総排気量又は定格出力 ⑫燃料の種類 ⑬シリアル番号 ⑭乗客乗降別記 ⑮その他検査事項等コード ⑯定期点検 ⑰乗降形式 ⑱乗降名等コード ⑲走行距離計表示値 ⑳改造自動車 ㉑乗降形式 ㉒乗降名等コード ㉓走行距離計表示値

申請者 ( 使用者・所有者 ) 氏名又は名称 受検者 氏名又は名称 令和 年 月 日 軽自動車検査協会 殿

様式7-3～様式13